



墨田区立学校 校則の見直しについてのガイドライン

令和3年9月
墨田区教育委員会事務局指導室

1 校則の意義（校則の定義を含む。）

校則は、学校が教育目標を実現していく過程において、児童・生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として各学校において定められている。小学校では「〇〇小学校のきまり」、「生活のきまり」、中学校・高等学校では「校則」「生徒心得」などと呼ばれており、児童・生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針としている。児童・生徒は心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要であり、社会規範を遵守する意識を涵養することは学校教育において極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有している。

2 校則の運用

校則に基づき指導を行う場合は、児童・生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとして捉え、自主的に守るように指導を行うことが重要である。したがって、教員がいたずらに規則に捉われて、規則を守らせることのみでの指導になっていないか、注意を払う必要がある。

また、校則に違反した児童・生徒には内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果をもつものとなるよう配慮しなければならない。

校則の指導の効果を上げるためには、その内容や必要性について児童・生徒や保護者、地域と共通理解を図ることが重要である。そのために、入学時や年度初めなどの機会を捉え、あらかじめ児童・生徒や保護者、地域に周知しておく必要がある。

3 校則の見直しの在り方

(1) 見直しの目的

校則は社会規範の遵守について適切な指導を行う際の指針となり、教育的意義を有していると言える。しかしながら、その内容においては、学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況が常に変化するため、児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直し、その合理性を検証する必要がある。

(2) 見直しに向けての基本的な考え方

見直しについては、最終的には当該学校の教育に責任を負う校長の権限であるが、児童・生徒や保護者、地域が何らかの形で参加することにより、その必要性の共通理解が図られ、校則を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにつながり、児童・生徒の主体性を培う機会になることを期待する。

ただし、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童・生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられる。

(3) 見直しの取組方法

各学校において検討委員会等の校則に関する検討を行う校内組織を設置し、毎年度、組織的かつ計画的に見直しが行われる体制づくりを行う。また、見直し手続きを明文化して周知し、児童・生徒や保護者、地域と連携して行う。具体的な見直しについては以下の方法とともに、別紙のフローチャートを基に進めていく。

① 児童・生徒が考える機会の設定

各学校の学校生活のルールやきまり、校則について児童・生徒に主体的に考えさせる機会を設けるため、学級活動や児童会活動・生徒会活動等の場において、話し合う活動を適宜行う。

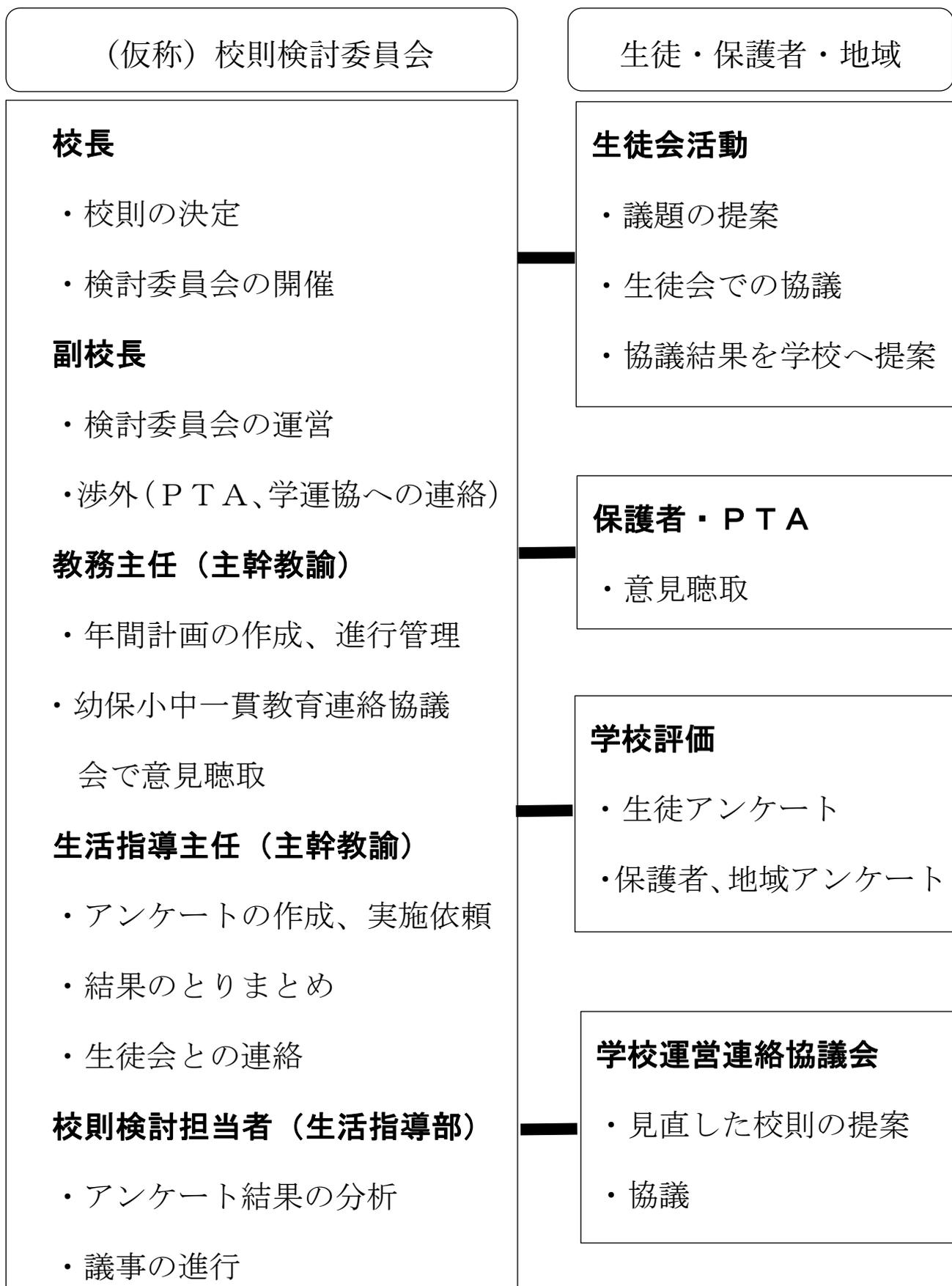
② 保護者・地域からの意見聴取

保護者や地域の意見が見直しに反映されるよう、学校評価の項目に必ず学校生活のルールやきまり、校則についての事項を設定する。また、学校運営協議会等を通して、見直した内容について協議を行う。

③ 児童・生徒や保護者、地域との共通理解

見直した内容については速やかに児童・生徒、保護者に知らせるとともに、学校ホームページ等に掲載して、地域への周知も図る。

(4) 校則見直しの校内体制づくり (中学校の例)



(5) 見直すべき内容について

校則の内容は、抽象的な概念ではなく、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえた内容でなければなりません。例えば、以下に示すような内容については各校において必ず見直しを図ってください。

① 生まれもった性質に対して配慮のないもの

(例) 地毛の色について

② 様々な文化や性の多様性に対して配慮のないもの

(例) 制服に男女の区別を設け、選択の余地がないもの
性別ごとに違った髪型の規定をしているもの

③ 健康上の配慮がないもの

(例) 冬場の上着着用禁止など、体調維持に問題が生じるもの
給食は決められた時間内で残さず食べるなどの健康被害につながるもの

④ その他、合理的な説明が難しいもの

(例) 靴下や肌着等の色を白に統一するなど、過剰に限定するもの

4 見直しの行程について

(1) 令和3年度の見直しについて（中学校の例）

	(仮称) 校則検討委員会	生徒・保護者・地域
9月	校則見直しの校内体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会等の設置 ・見直し計画の作成 ・見直しについての通知作成 	
	見直しを図ることの周知 全校朝会、学年集会、保護者会、学校運営連絡協議会等への周知	
10月	見直しを検討 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート等による意見の集約・分析 ・見直し案の検討・策定 	← 生徒会活動
11月		← 保護者アンケート
12月		← 学校評価アンケート
1月	見直し案について意見聴取	← 学校運営協議会等
	見直し内容の決定	
2月	見直し結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒や保護者への周知 ・学校ホームページへの掲載 ・入学説明会等で周知 ・教育委員会に報告 	
3月		

(2) 令和4年度以降の校則の見直しについて（例）

	(仮称) 校則検討委員会	生徒・保護者・地域
4月 ～ 6月	校則見直しの校内体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会等の設置 ・見直し計画の作成 ・見直しについての通知作成 	
	見直しを図ることの周知 全校朝会、学年集会、保護者会、学校運営連絡協議会等への周知	
7月 ～ 12月	見直しを検討 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート等による意見の集約・分析 ・見直し案の検討・策定 	生徒会活動
		保護者アンケート
1月	見直し案について意見聴取	学校運営協議会等
	見直し内容の決定	
2月	見直し結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒や保護者への周知 ・学校ホームページへの掲載 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学説明会等で周知 ・教育委員会に報告 	

5 参考・引用

- ・「**校則の見直し等に関する取組事例について**」

(文部科学省初等中等教育局児童生徒課 令和3年6月8日付事務連絡)

- ・「**校則の見直し等に関する取組事例について**」

(東京都教育庁指導部指導企画課 令和3年6月14日付事務連絡)

- ・「**生徒指導提要**」

(文部科学省 平成22年3月)

- ・「**学校生活のルールや決まり（校則など）に関するガイドライン**」

(神戸市教育委員会 令和3年6月)

- ・「**校則・生徒指導のあり方を見直しに関するガイドライン**」

(熊本市教育委員会 令和3年3月)

校則の見直しについてのガイドライン

令和3年9月 発行

発行者 墨田区教育委員会事務局指導室

所在地 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電 話 03-5608-6307

著作権所有 墨田区教育委員会